

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月16日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「に規定する駐車料金のうち普通駐車料金（以下「普通駐車料金」という。）」を削り、「同条第2項」を「第2項」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第7条第1項中「普通駐車料金を納入すべき者及び前払式駐車券により駐車させる者に限る」を「定期駐車券により駐車させる者を除く」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

別表第3備考3を削る。

第2条 京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条本文中「及び自転車」を削る。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第6条第1項本文中「及び第2項」及び「及び自転車」を削る。

第7条中「及び自転車」を削る。

別表第1中

京都市山科駅前駐車場
京都市四条烏丸駐車場

を

京都市山科駅前駐車場

に

改める。

別表第2京都市四条烏丸駐車場の項を削る。

別表第3京都市四条烏丸駐車場の項を削り、同表備考1中「、原動機付自転車及び自転車」を「及び原動機付自転車」に改める。

別表第4京都市四条烏丸駐車場の項を削り、同表備考2を削り、同備考1を同備考とする。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)